

常滑市保育の必要性の認定基準指数表

保育園へ入園できる児童は、保護者が①のいずれかの状況に該当する場合です。
(ただし、家庭で保育することができると認められる場合は除きます。3歳から5歳児は定員に余裕がある場合には①に該当しない場合に1号認定児として入園できます。)
保護者のそれぞれの指数のうち低い方で指数①を決定し、②を加えた指数の高い順に入園
できます。

児童名：_____

合 計
点

【0・1・2歳 番】

① 保育の必要性の認定基準（1～8の番号の複数が該当する場合には、主たる項目で決定します）

状 況	指数	状 況	指数
1. 家庭外労働（※ ¹ 自営業含む）		5. ※ ⁴ 病気・けが	
※ ² 農漁業（1年を通して仕事がある場合）・就学		入院1か月以上	10
就労時間 20日／月以上 7.5H／日以上	10	入院1か月未満	8
120H／月以上	9	通院 月15日以上	7
15日／月以上 4H／日以上	7	*通院 月15日未満	5
60H／月以上	6	*自宅療養	4
就労予定者（就労証明書提出者）	5	*「保育が不可能」との医師の診断書必要	
求職活動中（2月20日以降受付）	3	6. 障がい等	
年度途中に育児休業から復帰する場合（転園のみ）	－1	1、2級身体障害者手帳、療育手帳A 1級精神障害者保健福祉手帳所持者	10
育児休業から復帰する場合の勤務時間の判定は※3参照		3、4級身体障害者手帳、療育手帳B・C 2、3級精神障害者保健福祉手帳所持者	6
2. 家庭内労働（自営業・内職等）		5、6級身体障害者手帳	4
就労時間 20日／月以上 7.5H／日以上	10	7. ※ ⁴ 病人介護	
120H／月以上	9	月20日以上付添または障がい児の通学付添	8
15日／月以上 4H／日以上	6	月15日以上付添または障がい児の通学付添	6
60H／月以上	5	月15日以上寝たきり者付添	4
内職、家族従業者（自営業主の家族で無給で従事）	－2	8. 育児休業中	
起業準備中（証明書提出者・協力者含む）	3	育児休業中で年度内に復帰しない場合（転園のみ）	3
3. 出産		9. その他	
出産前8週間または出産後8週間	8	1～7に類する状況	準用
4. 災害の復旧			
災害の復旧	10		

②加算・減算項目（複数該当可）

世帯状況	指数	勤務状況・通園状況	指数
生活保護による被保護世帯	4	育児休業のため退園したが、以前通っていた園に再度通いたい場合（就労の 認定期間があった方のみ）	1
ひとり親家庭	4	地域型保育事業の卒園児	1
虐待・DVの恐れがある場合	4	※ ⁵ 常滑市内で保育士として20日/月 以上7.5H/日以上勤務する場合	1
入園年度に兄弟と同じ園に通う場合 （本人を含む）	人数×0.5	※ ⁵ 常滑市内で保育士として60H/月以 上勤務する場合	0.5
希望園に兄弟が在園中の場合	0.3		
入園申込み時点で、保育料・給食費の滞納 がある世帯の場合（生活保護世帯は除く）	－2		

- ※1 家庭外労働の自営には株式会社及び有限会社の事業者を含みます。
※2 農業の場合、畑の耕作面積20アール以上で農産物の出荷を要します。漁業の場合、漁業者の資格があることを要します。
※3 育児休業から復帰し、時間短縮勤務を行う場合の勤務時間の判定
①保育園在園中に120時間以上の勤務をする場合：通常の勤務時間で指数をつけます。
②保育園在園中に120時間以上の勤務をしない場合：時間短縮勤務の勤務時間で指数をつけます。
※4 医師の診断書を要し継続して入園するには、毎年診断書を提出してください。
※5 国の保育士確保政策により、当分の間、保育士が保育士として勤務する場合に加算を行います。
◎ 勤務の実績により指数を変更することがあります。（申込み締切日まで）
◎ 申請月から就労した方は、申請月の出勤簿等により指数をつけます。
◎ 申請月以降から勤務・勤務時間を延長する予定の方は、保育の必要性の認定基準指数が5点となります。
◎ 提出していただいた状況をもとに、電話確認・実態調査を行う場合があります。
◎ 受付後、福祉事務所にて入園調整をする中で指数を変更させていただく場合がございます。